

社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則の一部を改正する規則

社会福祉法人師勝福社会育児休業、介護休業等に関する就業規則（平成 17 年 11 月 25 日議決）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の各号のいずれかの事情がある場合に限り、子の 1 歳 6 か月の誕生日応当日から 2 歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。ただし、育児休業を開始しようとする日は、子の 1 歳 6 か月の誕生日応当日に限るものとする。

- (1) 保育所に入所希望しているが、入所できない場合
- (2) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1 歳 6 か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

附 則

この規則は、平成 29 年 12 月 12 日から施行する。